

# 山梨市こども屋内運動遊び場施設整備事業 基本設計業務委託者選定プロポーザル実施要領

## 1. 目的

山梨市では第2次山梨市まちづくり総合計画（以下、総合計画）において、「おなかの中から一生涯安心の山梨市」を掲げ、安心して子どもを産み育てられるまちづくりに取り組み、子育て・子育てを支える環境整備を進めています。また、令和5年10月にこども家庭庁が推進する「こどもまんなか応援サポーター」の宣言を行い、子どもが健やかで幸せに成長できる社会の実現を目指し、子育て支援策等一層の強化を図っています。

こうしたことから、市の宝である子どもたちの健全な成長を支援するための総合的な拠点づくりの一環として、総合計画における7つのビジョン推進アクションプランのひとつである「こども屋内運動遊び場施設」を建設することになりました。

「山梨市こども屋内運動遊び場施設整備事業基本設計業務委託者選定プロポーザル」（以下「本プロポーザル」という）は、施設の基本設計を発注するにあたり、多くの経験と豊かな発想力及び高度な技術力を有し、山梨市の考えに柔軟に対応できる委託者を選定することを目的とします。

なお、本プロポーザルは具体的な設計案を求めるものではなく、委託候補者の選定のために必要な技術提案を求めるものとします。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

山梨市こども屋内運動遊び場施設整備事業基本設計業務

### (2) 業務内容

山梨市こども屋内運動遊び場施設の建設における基本設計を行う。

#### 業務範囲

- ・基本設計業務
- ・概算工事費算出業務
- ・概略工事工程表作成
- ・完成予想図の作成
- ・地質調査業務
- ・基本設計内容についての説明
- ・その他、基本設計業務に必要な業務（但し、協議による）

#### 業務外（別途発注業務）

- ・用地現況測量業務（本年度末に用地取得見込み）
- ・実施設計業務（施設及び外構）

- ・積算業務
- ・各種申請図書の作成
- ・什器物品計画業務
- ・交付金等申請に係る支援
- ・工事監理業務

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月21日（金）まで

(4) 契約限度額

5,804,000円（消費税及び地方消費税含む）

(5) 支払条件

業務完了検査及び成果品引渡し後に支払うこととする。

### 3. 計画概要

(1) 建物用途

運動施設（令和6年国土交通省告示第8号（以下、告示第8号という）別添二第3の1号）

(2) 計画場所

山梨市小原西 地内

(3) 敷地面積

約2,000㎡

(4) 敷地条件

建蔽率	60%
容積率	200%
用途地域	都市計画区域・第二種住居地域
防火地区	指定なし
その他	地域・地区等の指定なし

(5) 建物規模

600㎡程度

(6) 建物構造

平屋建てとする。

耐震構造を基本とし、構造の種別については木造とする。

耐震安全性の分類は「官庁施設の総合耐震計画基準」により、次に示す性能を目標とする。

- ・構造体 : II類
- ・建築非構造部材 : B類

・建築設備：乙類

(7) 駐車場

計画敷地内に利用者駐車場を 10 台程度、車いす利用者を含むハートフル駐車場を 4 台程度整備する。

(8) 事業項目

建設工事費(40 万円/㎡程度)・敷地造成工事費・外構工事費とする。

※基本及び設計・工事監理等委託費除く。

※各種申請料除く。

※遊具・什器等備品費除く。

※本計画は、「デジタル田園都市国家構想交付金・地方創生拠点整備タイプ」により実施を予定する事業である。

(9) その他

事業の概要及び方針については以下の資料を参照すること。

- ・敷地資料
- ・第2次山梨市まちづくり総合計画
- ・山梨市こども屋内運動遊び場施設事業概要書
- ・山梨市こども計画アンケート調査報告書（参考資料）

#### 4. プロポーザル事務局

〒405-8501

山梨県山梨市小原西 843

TEL. 0553-22-1111

FAX. 0553-23-2800

山梨市役所 こども・子育て課 子育て推進担当

E-Mail. kosodate@city.yamanashi.lg.jp

#### 5. 参加要件

(1) 参加者の構成

単独の1者とする。

(2) 参加者の資格要件等

ア 山梨県内に本社・本店を有する者。

イ 提出日現在、山梨市の入札参加資格者名簿に記載されている者。

ウ 「山梨市入札参加資格者名簿」に登載するために、当年度の競争入札参加資格定期審査の申請を行った者。(但し、審査の結果において有資格者とならなかった場合には失格とする)

- エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- オ 本プロポーザルの公告日から委託契約の締結日までに、国または地方自治体から指名停止措置を受け、指名停止期間中でない者。
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者。
- キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- ク 破産法（平成 16 年法律第 75 条）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- ケ 会社法（平成 17 年法律第 86 条）に基づく特別精算開始の申立てがなされていない者。
- コ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではない者。
- サ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定により、一級建築士事務所の登録を行っている者。
- シ 本プロポーザルの告示日から起算して過去 6 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある一級建築士が 2 名以上所属している者。
- ス 平成 21 年 4 月 1 日から本プロポーザルの告示日までに実施設計が完了している業務で、日本国内における延べ面積 600 ㎡以上（※1）の同種施設（※2）または類似施設（※3）の新築・改築・増築工事に関する設計業務を受託（※4）した実績を有する者。

※1 改築または増築工事においては、改築または増築部分の延床面積が 600 ㎡以上であり、複合施設の場合には同種または類似施設に該当する部分の延床面積が 600 ㎡以上であること。また、倉庫・車庫等の付属棟の面積は含まない。

※2 同種施設とは、国土交通省告示第 8 号別添二の第三号（運動施設）{第七号（教育施設）の体育館を含む}のうち、国・都道府県・市区町村の施設とする。

※3 類似施設とは、国土交通省告示第 8 号別添二の第十一号（福祉・厚生施設）、第七号（教育施設）または第十二号（文化・交流・公益施設）のうち、同種業務以外の公共施設とする。

※4 元請けまたは設計共同企業体で受託した業務とし、設計協力（下請け）としての業務は除く。なお、設計共同企業体としては出資比率が 20%以上の業務に限る。

## 6. 業務実施上の条件

### (1) 管理技術者

次に掲げる資格要件を満たす管理技術者を配置すること。

- ア 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士であること。
- イ 参加者と本プロポーザルの告示日から起算して過去 6 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ウ 本業務にあたる管理技術者は、技術提案書提出書類において記載された者とし、死亡・入院等の特別な理由があると市の担当者が認めた場合を除き、原則として変更することはできない。
- エ 管理技術者は各担当主任技術者を兼務することはできない。

### (2) 主任技術者

次に掲げる資格要件を満たす主任技術者を配置すること。

- ア 建築（総合）担当主任技術者は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 2 項の規定に基づく一級建築士であること。
- イ 建築（総合）担当主任技術者は、参加者と本プロポーザルの告示日から起算して過去 6 ヶ月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ウ 建築構造・電気設備・機械設備・積算の各担当主任技術者をそれぞれ 1 名配置すること。
- エ 本業務にあたる管理技術者は、技術提案書提出書類において記載された者とし、死亡・入院等の特別な理由があると市の担当者が認めた場合を除き、原則として変更することはできない。

### (3) 業務の再委託（設計協力）

建築構造・電気設備・機械設備・積算の各担当主任技術者については、業務協力を求める他の設計事務所等（以下、協力事務所という）の技術者を配置することができる。但し、協力事務所となる者は次の条件を満たしていること。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者。
- ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 条）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- エ 破産法（平成 16 年法律第 75 条）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- オ 会社法（平成 17 年法律第 86 条）に基づく特別精算開始の申立てがなされて

いない者。

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者ではない者。

キ 設計上、建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する構造設計一級建築士が携わらなければならない場合においては、その協力事務所に所属している資格保有者が本業務に携わらなければならない。但し、参加者の中に本業務に携わることが可能な同資格者が所属している場合には、この限りではない。

ク 設計上、建築士法第 10 条の 2 の 2 第 4 項に規定する設備設計一級建築士が携わらなければならない場合においては、電気または機械設備設計の協力事務所に所属している資格保有者が本業務に携わらなければならない。但し、参加者の中に本業務に携わることが可能な同資格者が所属している場合には、この限りではない。

## 7. 参加に関する制限

- (1) 参加者が提出できる参加表明書及び技術提案書はそれぞれ 1 点のみとする。
- (2) 本プロポーザルに参加する者に協力事務所として名簿に記載した者は、他の参加者の協力事務所となることはできない。
- (3) 協力事務所は、本プロポーザルに自ら参加者として参加することはできない。
- (4) 本プロポーザルの選定委員会の委員が、自ら設立、または役員・顧問等として実質的に関係する者の参加は認めない。

## 8. 実施要領等の配布

山梨市ホームページからダウンロードすること。

## 9. 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する者は参加表明書等を次のとおり提出すること。

- (1) 提出期間  
令和 6 年 11 月 13 日（水）から令和 6 年 11 月 15 日（金）まで  
（平日午前 9 時から午後 5 時まで）
- (2) 提出場所  
事務局
- (3) 提出方法  
持参または郵送（書留郵便に限る）とする。  
（郵送の場合は提出期間内必着とする）
- (4) 提出書類

別紙「作成要領」参照

## 10. 技術提案書の提出

参加表明書等の提出書類により一次審査を行い、その結果を通知する。技術提案書の提出要請があった者は技術提案書等を次のとおり提出すること。

### (1) 提出期間

令和6年12月4日（水）から令和6年12月11日（水）まで  
（平日午前9時から午後5時まで）

### (2) 提出場所

事務局

### (3) 提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る）とする。  
（郵送の場合は提出期間内必着とする）

### (4) 提出書類

別紙「作成要領」参照

## 11. 質問書の受付及び回答

本プロポーザルの実施にあたり質問がある場合には、様式第7に内容を簡潔に記載し、次のとおり提出すること。

### (1) 参加申請書等に係る質問の提出期間

令和6年11月6日（水）から令和6年11月8日（金）午後5時まで

### (2) 技術提案書等に係る質問の提出期間

令和6年11月21日（木）から令和6年11月22日（金）午後5時まで

### (2) 提出場所

事務局

### (3) 提出方法

ア 電子メールでの受付とする。

イ 質問書を作成の上、メールに添付すること。

ウ 件名は「山梨市こども屋内運動遊び場施設プロポーザル参加表明（または技術提案）質問書」とする。

エ メール送信後、電話にて受信確認を行うこと。

### (4) 回答方法

参加表明書に係る質問の回答は11月12日（火）までとし、技術提案書に係る質問の回答期限は11月26日（火）とし回答は山梨市ホームページに随時掲載し、個別回答は行わない。

## 12. 審査

審査は山梨市こども屋内運動遊び場施設整備事業基本設計業務委託者選定プロポーザルの評価基準に基づき行う。

一次審査は書類審査とし、4 者程度を選定する。審査結果は選定・非選定ともに通知する。選定された者については技術提案書提出要請書を送付する。

二次審査には、技術提案書に基づいたプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、総合的に審査する。

### (1) 一次審査

審査日 令和 6 年 11 月 18 日 (月)

審査結果通知日 令和 6 年 11 月 20 日 (水) (電子メール)

### (2) 二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)

ア 審査日 令和 6 年 12 月 19 日 (木)

(各者の審査開始時間、場所については別途通知する)

イ 出席者 配置予定管理技術者及び主任技術者とし、PC 操作者を含め 3 名までとする。

ウ 審査時間

プレゼンテーション 20 分

ヒアリング 10 分程度

エ その他

①提出した技術提案書以外の追加資料は認めない。

②プレゼンテーションは配置予定管理技術者が中心となって行うこと。

③PC・プロジェクターは各自用意すること。※事前申し出により、市のプロジェクターを利用可とする。ただし、PC 接続ケーブル等は各自用意すること。

(前者退場からプレゼンテーション開始の 10 分内でセットすること)

### (3) 委託候補者の選定方法

ア 評価は、~~一次審査と~~二次審査の評価点を合算し総合点で評価する。

イ 最高点のものが複数の場合には、二次審査のテーマ(3)の得点が高い者を委託候補者とする。

### (4) 審査結果

候補者選定後、提案者全員に審査結果を通知する。

### (5) 失格事項

次の事項に該当する者は失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の記載をした者。

イ 本プロポーザルの要領に示した作成方法及びプレゼンテーション方法の条件に違反した者。

- ウ 提出書類の提出方法、提出期限を守らない者。
- エ 評価の公平性に影響を与える行為を行った者。
- オ 選定結果に影響する不正行為を行った者。

### 13. 契約手続

- (1) 委託候補者と山梨市の間で、委託内容等について協議・調整を行った上で委託契約を締結する。
- (2) 候補者が特別な理由により契約を締結しない場合には、理由書を添えて辞退届を提出し、委託候補者は次順位者とする。

### 14. その他

- (1) 参加表明書提出後に辞退する場合には、具体的な理由を記載した書面にて辞退を届けること。(任意書式)
- (2) 参加表明書・技術提案書等の提出後の差替及び再提出は認めない。但し、市から追加資料の要求があった場合は除く。
- (3) 提出書類は返却しない。
- (4) 提出書類は提出者に無断で使用しない。
- (5) プロポーザル参加費用は自己負担とする。
- (6) 各種補助事業等の活用をするため、地方債借入額を極力抑えた事業とすることを目標とする。